念　　　書

太田市長

　太田都市計画事業（尾島東部土地区画整理事業）施行地区内の建築

行為等については、土地区画整理法第７６条第１項の規定により許

可を得て下記申請地に　　　　　　しますが、事業施行の際は指示

どおり（換地等）自費により移転又は除去することを確約します。

　なお、建築行為等ののち、土地所有権等の異動があった場合も上

記のとおり継承することを確約します。

令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　住 所

実印

申請者

（行為者）

　　　　　氏 名

 住 所

 土地所有者

実印

 氏 名

記

１.申　請　地

２.建築物等の構造